



平成 19 年 5 月 31 日

各 位

会社名 新日本無線株式会社
代表者名 代表取締役社長 久米 一弘
(コード番号：6911 東証1部)
問合せ先 取締役総務本部長 稲葉 林治
(TEL：03-5642-8222)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、電子公告制度の導入を目的として定款を変更する議案を平成 19 年 6 月 28 日開催の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款を変更する理由

会社法においてインターネットのホームページ上に公告を掲載する電子公告が可能であることから、インターネットの普及に鑑み当社の公告方法の合理化を図るとともに、やむを得ず電子公告ができない場合の措置を規定するため、以下の通り定款を変更するものです。

2. 定款変更案の内容

(変更箇所は下線の部分であります。)

現行定款	変更案
第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>

(注) 1. 定款変更案につきましては、当社第 72 回定時株主総会にて当該議案が承認可決されることを前提条件といたします。

2. 公告を掲載するホームページのアドレスは、同日開催の取締役会で決定の予定であります。

3. 日程

定款変更総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日

効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日

以上